

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	手数料の還付		
根拠法令名	大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (平成20年条例第50号)	(条項) 第16条第2項	
基準法令名	大津市手数料条例 (平成12年条例第12号)	(条項) 第 3 条第 3 項	
所管部署	環 境 部 (局) 廃棄物減量推進 課 (室) 生活排水係		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	— 日

【審査基準】 ・ 文書の名称 【 _____ 】
 ・ 掲載図書等 【 _____ 】
 ・ 内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載

大津市手数料条例第 3 条第 3 項の法令に定められた形式上の要件に適合していない等の理由により当該申請を受理することができない場合であること。

参考

【根拠法令】
 大津市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
 (手数料)

第 1 6 条 第 3 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【基準法令】
 大津市手数料条例
 第 3 条第 3 項

既納の手数料は、還付しない。ただし、申請があった際に徴収した手数料については、法令に定められた形式上の要件に適合していない等の理由により当該申請を受理することができない場合は、還付する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。